

事 務 連 絡
平成 29 年 7 月 31 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉担当 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

NPO法人が障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスを行う場合の
法人税の納税義務について

日頃より、障害保健福祉行政の推進にご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

先般、国税庁より、NPO法人が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に規定する障害福祉サービス事業を行う場合、原則、当該事業は法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）上の収益事業に該当し、法人税の納税義務があることについて、改めて示されたところです（下記URL参照）。

これを受けて、国税庁から当省に対して、関係団体への周知依頼がありましたので、周知いたします。つきましては、管内市町村及び関係団体等に対して周知をお願いいたします。

<参考>

国税庁ホームページ

（NPO法人が障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスを行う場合の法人税の納税義務について）

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/shitsugi/hojin/21/18.htm>